

公社等外郭団体の見直し実施計画の内容

平成14年1月

宮 城 県

目 次

公社等外郭団体の見直しについて

- 1 公社等外郭団体の現状と課題
- 2 公社等外郭団体の見直し経過
- 3 公社等外郭団体の見直しの視点
- 4 公社等外郭団体の見直し方向
 - (1) 改善を行う種別区分
 - (2) 公社等外郭団体への充て職の見直し
 - (3) 公社等外郭団体に対する委託のあり方
- 5 公社等外郭団体の見直しと財政再建推進プログラム(案)との整合性

公社等外郭団体の見直し実施計画について

- 1 公社等外郭団体の見直し実施計画総括表
- 2 公社等外郭団体の見直し実施計画（別添１）

公社等外郭団体の計画的な改善の推進について

資 料

- 1 平成 11 年度からの公社等外郭団体の見直し成果
- 2 公社等外郭団体指定一覧表（別添 2）

公社等外郭団体の見直しについて

1 公社等外郭団体の現状と課題

公社等外郭団体は、多種多様な県民ニーズへ対応する必要性から、行政ではカバーしきれない分野での県民サービスの向上、行政需要への迅速・柔軟な対応等について、県と連携しながら県民生活の安定と福祉の向上に多くの公的な役割を果たしてきました。

その一方で、近年の社会経済環境の変化などを背景として、経営上の課題や民間事業との競合等の課題が生じてきています。

2 公社等外郭団体の見直し経過

県では、平成11年度から「新しい県政創造運動—宮城の行政改革」の一環として平成11年5月に「公社等外郭団体に対する県の関与の見直し、団体の運営改善の促進等に向けての取組方針」を策定し、平成11年度から13年度までの3か年を重点推進期間として、団体の自主的な取り組みを基本に運営の改善を促進してきました。

最終年度に当たる今年度は一層の改善を促進するため、平成13年9月に「公社等外郭団体の見直し方針」を作成し、これに基づく見直しを行ってきましたので、今回、その内容を明らかにするものです。

3 公社等外郭団体の見直しの視点

今回の見直しには、平成11年度の取組方針を踏襲するとともに、政府の特殊法人等の事業見直しの論点整理等も参考にしながら、設立目的が希薄化していないか、民間業務と競合していないか、設立目的や事業内容等が類似していないか、欠損金が生じていないか、県による人的、財政的関与が強くないかなどの基準と団体個々の役割や運営実態等の特性や政策的要素も加え、県が総合的に判断し見直ししています。

4 公社等外郭団体の見直し方向

(1) 改善を行う種別区分

見直し対象団体は、県が一定割合を出資している団体及び県の事務・事業と関わりが深い団体について、指定している81団体のうち、51団体（対象団体の63.0%）について、県の関与の見直しと団体の運営改善に関する実施計画を取りまとめました。

県として廃止することが望ましい団体

2団体

県として統合することが望ましい団体	10 団体
民営的運営手法を取り入れ自立的運営が期待される 団体	1 団体
県の業務委託のあり方を見直し、業務の縮小や競合 分野を民間にシフトする団体	3 団体
国の特殊法人改革を踏まえた見直しをする団体	2 団体
経営改善又は県の関与を見直しする団体	23 団体
県の業務委託を見直す団体	(1 団体)
県の財政的関与を見直す団体	(6 団体)
収入の確保に取り組む団体	(4 団体)
その他の経営改善団体	(12 団体)
出資者の立場から経営改善を働きかける団体	10 団体
県からの職員派遣を縮小・終了する団体	12 団体 (再掲)

(2) 公社等外郭団体への充て職の見直し

公社等外郭団体の代表者への県職員の就任は、団体の円滑な事業執行を図る場合を除き、原則として廃止します。

(3) 公社等外郭団体に対する委託のあり方

公社等外郭団体に対する施設管理委託については、県民の視点に立った使命、成果、効率重視の県政推進の観点から、単一の委託先を固定することなく公共的な団体による競争原理を導入した委託方法の可能性や条例上の取扱いについて検討を進め、条件整備を図りながらできるところから実施していきます。

また、施設管理のうちの維持管理等業務及び調査、設計等業務委託については、業務のより一層の効率的な執行を確保する観点から、現在の委託業務内容の精査を行い、競争原理を導入し、民間業者への発注に努めることとします。

5 公社等外郭団体の見直しと財政再建推進プログラム(案)との整合性

今回の見直しにより、改善を行う団体の県の人的、財政的な関与のあり方については、平成13年10月に公表した財政再建推進プログラム(案)との整合性を確保していきます。

公社等外郭団体の見直し実施計画について

1 公社等外郭団体の見直し実施計画総括表

以下は、県の関与の見直しと団体の運営改善に関する団体の主要な方向性を基に区分しています。

見直し対象団体数 81 団体

改善を実施する団体数 51 団体

県として廃止・統合することが望ましい団体・12 団体

	平成14年度を目標	平成17年度を目標	平成20年度を目標
県として廃止 することが望 ましい団体 (2 団体)	(財)地域産業創造セ ンター	(財)グリーンピア岩 沼	
県として統合 することが望 ましい団体 (10 団体)		(特)宮城県土地開発 公社と(特)宮城県住宅 供給公社(事務局統合) (社)宮城県物産振興 協会と(社)宮城県観 光連盟	(社福)宮城県社会福 祉協議会と(財)宮城 いきいき財団 ----- (財)みやぎ産業交流 センターと(株)仙台 港貿易促進センター ----- (社)宮城県農業公社 と(社)宮城県林業公社

民営的運営手法を取り入れ自立的運営が期待される団体・1 団体(平成14年度～平成17年度を目標)

(社福)宮城県福祉事業団

県の業務委託のあり方を見直し、業務の縮小や競合分野を民間にシフトする団体
・3 団体(平成14年度～平成17年度を目標)

(財)宮城県文化振興財団
(社)宮城県建設センター
(財)宮城県建築住宅センター

国の特殊法人改革を踏まえた見直しをする団体・2団体（平成14年度～平成17年度を目標）

(財)宮城勤労者いこいの村
(特)宮城県農業会議

経営改善又は県の関与を見直しする団体・23団体（平成14年度～平成17年度を目標）

県の業務委託を見直す団体（1団体）

(社福)恩賜財団済生会支部・宮城県済生会

県の財政的関与を見直す団体（6団体）

(財)宮城県国際交流協会

(財)みやぎ林業活性化基金

(財)みやぎ産業振興機構

(財)みやぎ婦人会館

(特)宮城県土地改良事業団体連合会

(財)宮城県文化財保護協会

収入の確保に取り組む団体（4団体）

(財)慶長遣欧使節船協会

(財)宮城県フェリー埠頭公社

(財)宮城県水産公社

(財)宮城県スポーツ振興財団

その他の経営改善団体（12団体）

(財)宮城県地域振興センター

(社)宮城県配合飼料価格安定基金協会

(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

(社)宮城県漁業無線公社

(特)宮城県職業能力開発協会

(特)宮城県道路公社

(財)仙台勤労者職業福祉センター

(財)石巻湾漁業振興基金

(社)宮城県国際経済振興協会

(財)仙台湾漁業振興基金

(社)宮城県畜産物価格安定基金協会

(財)宮城県下水道公社

出資者の立場から経営改善を働きかける団体・10団体（平成14年度～平成17年度を目標）

仙台臨海鉄道(株)

(株)宮城県食肉流通公社

阿武隈急行(株)

(株)インテリジェント・コスモス研究機構

くりはら田園鉄道(株)

宮城県開発(株)

(株)東北ハンドレッド

仙台空港ビル(株)

(株)テクノプラザみやぎ

仙台エアカーゴターミナル(株)

県からの職員派遣を縮小・終了する団体・12団体(再掲)(平成14年度～平成17年度を目標)

(特)宮城県土地開発公社	(社)宮城県農業公社
(財)宮城県文化振興財団	(社)宮城県林業公社
(社福)宮城県福祉事業団	(特)宮城県道路公社
(財)グリーンピア岩沼	(財)宮城県下水道公社
(財)みやぎ産業振興機構	(財)宮城県建築住宅センター
(株)仙台港貿易促進センター	(財)宮城県スポーツ振興財団

2 公社等外郭団体の見直し実施計画(別添1)

見直し実施計画は、団体別に課題と県の関与の見直し及び団体の改善計画の内容をまとめたもので、改善内容欄では、団体が主体的に実施する事項(印)と県が主体的に実施する事項(印)に区分しています。

公社等外郭団体の計画的な改善の推進について

今回の見直し実施計画は、県が現時点において判断した改善内容ですが、団体等を取り巻く状況の変化の中で新たな見直しが必要となった場合は、この計画の内容に拘らず、他の選択も考慮することとしています。

見直し改善に当たっては、今後、団体と県が協力して計画的な改善を推進することとしますが、取り組み状況の透明性と改善の実効性を確保するため、各団体の改善状況の内容を毎年度明らかにします。

改善の推進に当たって、県においては、団体がこれまで蓄積してきたノウハウや人材の活用などを十分考慮して取り組んでいくほか、県と団体との役割や県業務の発注・委託のあり方についても留意しながら取り組んでいきます。

一方、団体においても、団体が自立的運営を確立するために取り組む事項として、「公社等外郭団体の見直し方針」に掲げている以下の事項について、適正な対応が望まれます。

- (1) 県との役割、機能分担を明確にし、自己責任に基づく経営を推進する。
- (2) 組織機構の見直し、役職員数の適正化によるスリム化を推進する。
- (3) 役員報酬及び職員給与等の人件費の適正化を図る。
- (4) 経営幹部の公募制導入による民間経験者などからの登用により、組織の活性化を図る。
- (5) 事業評価等の導入によるコスト意識、事業効果等を踏まえた効率的経営を推進する。
- (6) 情報公開を積極的に推進する。

資 料

1 平成11年度からの公社等外郭団体の見直し成果

(1) 経営改善等の状況

中長期経営計画の策定や人件費の抑制等を行っている団体は下表のとおりである。なお、人件費の抑制を行っていない団体の大半は、もともと給与が低水準であったり、プロパー職員がいない。県OB退職金については、40団体が廃止しているが、その他は県OBがいないか退職金制度がない団体がほとんどである。

経営方針の策定	中長期経営計画の策定	人件費の抑制措置	県OB退職金の廃止措置
72団体	51団体	60団体	40団体

注：調査時点はH12年度末。対象団体は81団体である（解散団体及びH12新設団体を除く。）。以下同じ。

(2) 役員数の推移

平成10年度と13年度の常勤役員数の比較では、1人の減員（12団体で増、11団体で減）となっている。なお、県職員の非常勤役員は40人減員している。

単位：人

平成13年4月1日現在			平成10年4月1日現在			増減人数		
常勤 役員数	常勤		常勤 役員数	常勤		常勤 役員数	常勤	
	県職員	県OB		県職員	県OB		県職員	県OB
107	3	57	108	11	54	△1	△8	3

(3) 職員数の推移

平成10年度と13年度の常勤職員数の比較では、328人の減員（12団体で増、42団体で減）となっている。

単位：人

平成13年4月1日現在			平成10年4月1日現在			増減人数		
常勤 職員数	常勤		常勤 職員数	常勤		常勤 職員数	常勤	
	県職員	県OB		県職員	県OB		県職員	県OB
2,149	113	118	2,477	113	147	△328	0	△29

(4) 補助金等の推移

平成10年度と13年度の比較では、補助金は261,485千円、6.1%

の減額、負担金は5,984千円、6.8%の減額、委託金は457,518千円、2.8%の減額と、いずれも減少している。

単位：千円

平成12年度			平成10年度			増減額		
補助金	負担金	委託金	補助金	負担金	委託金	補助金	負担金	委託金
4,049,	81,	19,218,	4,310,	87,	19,675,	261,	5,	457,
229	889	323	714	873	841	485	984	518

(5) 平成11年度以降の廃止・統合団体

廃止・7団体

(財)佐藤忠良記念財団(H12.3.31解散済)
(財)宮城県商工振興福祉協会(H12.3.31解散済)
(株)東北観光開発センター(H13.3.31解散済)
牡鹿半島開発(株)(H13.3.31解散済)
栗駒観光開発(株)(H13.3.31解散済)
(社)宮城県都市整備センター(H13.3.31解散済)
(社)宮城県民の山造成会(H13.6.19解散済)

統合・6団体

(財)宮城県企業振興協会] H11.4.1 (財)みやぎ産業振興機構に統合済
(財)宮城県高度技術振興財団	
(財)東北産業技術開発協会	
(社)宮城県生乳検査協会] H13.4.1 (社)宮城県畜産協会に統合済
(社)宮城県家畜畜産物衛生指導協会	
(社)宮城県肉用牛価格安定基金協会	

2 公社等外郭団体指定一覧表(別添2)